

議事の経過

開議 午前10時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○佐藤暢晃事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠員1人、現在数13人、全員出席であります。

欠席1人は、本日御逝去されました吉川孝勇議員であります。

以上で諸般の報告を終わります。

（発言する者あり）

○佐藤暢晃事務局長 申し訳ございません。欠員1人でございます。

○尾原進一議長 吉川議員の突然の訃報に、私どもも驚いておりますが、御冥福をお祈りを申し上げたいと存じます。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、議案第79号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第80号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

産業厚生委員会委員長 千光士伊勢男議員。

○千光士伊勢男産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第79号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」ほか1件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る9月25日、委員6名の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第79号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の改正に伴い、個人番号を通知する通知カードが個人番号通知書へ変更されたため、通知カードの再交付に係る手数料についての規定を削除するものであります。

所管課の説明に対し、委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、現行条例において引用

令和2年第3回定例会（10月5日）

する条項を改正するものであります。

所管課からの説明に対し、委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○尾原進一議長　　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第79号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第80号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第99号「監査委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山下裕議員の退席を求めます。

（山下裕議員退席）

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　　提案いたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第99号「監査委員選任について同意を求める件」につきましては、議員のうちから選任されておりました長野弘昌委員から9月29日をもって辞任する願いが提出され、これを承認しましたので、後任の監査委員として山下裕氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

山下裕氏の経歴につきましては、議案説明1ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。御審議のうえ御同意いただきますよう何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○尾原進一議長　　これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）